

経営環境対応支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原材料等の価格高騰、調達の不安定化その他これらに類する経営環境の変化に直面する市内中小事業者等に対し、市が予算の範囲内で、価格転嫁、調達先の見直しその他の取組に要する経費の一部を補助することにより、事業の継続及び収益力の向上を図るため、経営環境対応支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号 以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小事業者等 別表1に掲げる者をいう。

(2) 大企業 中小企業者以外の会社をいう。

(3) みなし大企業 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(4) 原材料等 原材料、資材、部品、商品、消耗品その他の事業活動に必要な物品をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす中小事業者等とする。ただし、みなし大企業を除く。

(1) 福山市内に本社又は事業所を有すること。

(2) 原材料等の価格高騰、調達の不安定化その他これらに類する経営環境の変化による影響を受け、又は受けることが見込まれること。

(3) 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

(5) 現に事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の

決定を受けた場合を除く。)

- (7) 福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意すること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる取組とする。

- (1) 価格転嫁

原価計算、採算分析、価格算定方法又は見積方法の見直し、取引先等への説明又は価格交渉に用いる資料の作成その他の価格転嫁に向けた取組

- (2) 調達先の見直し

新たな調達先の調査、取引可能性の確認、調達状況の分析、調達計画の見直し、共同調達の検討その他の調達先又は調達方法の見直しに向けた取組

- (3) 材料・部品の見直し

原材料等の代替品の導入可能性を検証するための試作、試験、検査その他の取組

- (4) 事業継続の備え

事業継続計画又は経営改善計画の策定若しくは見直し、事業継続に必要な体制又は仕組みの整備その他の事業継続に向けた取組

- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要であると市長が認める取組

- 2 前項の規定にかかわらず、同一事業において、国又は他の地方公共団体その他の団体から補助金に類する助成を受けている事業は、補助事業としない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に定める経費とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は、補助対象経費から除くものとする。

- 2 補助対象経費は、補助事業の実施に直接必要な経費であつて、次条に規定する補助対象期間内に契約し、実施し、かつ、支払が完了したものに限る。

(補助対象期間)

第6条 補助の対象とする期間（以下「補助対象期間」という。）は、2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日までとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、300,000円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、経営環境対応支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 誓約書（様式第 4 号）

(4) 事業の開始日、主たる事業所等の所在地及び事業内容を確認できる書類（法人登記履歴事項全部証明書、個人事業の開業届等）の写し

(5) 補助対象経費に関する見積書等の写し

(6) 支払相手方登録依頼書

(7) その他市長が必要と認めた書類

2 同一の補助対象者による申請は、1 回を限度とする。ただし、交付決定を受けなかった場合は、この限りでない。

（交付決定）

第 9 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、経営環境対応支援事業補助金交付決定通知書（様式第 5 号）又は経営環境対応支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

（変更等の申請）

第 10 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容その他申請に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、経営環境対応支援事業計画変更承認申請書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費の増減が 20 パーセント以内である場合は、この限りでない。

(1) 変更後の事業計画書（様式第 2 号）

(2) 変更後の収支予算書（様式第 3 号）

(3) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項前段の規定により事業計画の変更を承認し、補助金の交付決定の内容を変更したときは、経営環境対応支援事業補助金交付決定変更通知書（様式第 8 号）によりその旨を補助事業者に通ずるものとする。

3 前項の場合において、補助対象経費が増額となった場合であっても、補助金の額は、当初の交付決定額を超えないものとする。

（事業の中止又は廃止）

第 11 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経営環境対応支援事業中止・廃止承認申請書（様式第 9 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の中止又は廃止を承認したときは、経営環境対応支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）によりその旨を補助事業者に通ずるものとする。

（状況報告）

第 12 条 市長は、補助事業者に対し、随時補助事業の遂行状況の報告を求めることができるものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日又は補助金の交付決定を受けた日のいずれか遅い日から1月以内に、経営環境対応支援事業実績報告書兼請求書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、その期限は、2027年（令和9年）3月31日を超えることはできない。

- (1) 収支決算書（様式第12号）
- (2) 補助対象経費に関する領収書等の写し
- (3) 補助対象事業の実施内容を確認できる資料（成果物、報告書、写真等）
- (4) その他市長が必要とする書類
（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条に規定する経営環境対応支援事業実績報告書兼請求書（様式第11号）の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、経営環境対応支援事業補助金交付額確定通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の場合において、補助対象経費が増額となった場合であっても、補助金の額は、当初の交付決定額を超えないものとする。

（補助金の支払）

第15条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。

（決定の取消し等）

第16条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者であった者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（財産の処分及び管理）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に定める耐用年数をいう。）を経過し、又は市長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

（帳票）

第18条 第8条に定める経営環境対応支援事業補助金交付申請書その他この要綱に定める帳票は、市長が別に定める様式による。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2026 年（令和 8 年）8 月 21 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に行う第 4 条に規定する補助事業について適用する。

別表 1（第 2 条関係）

区分	定義
中小企業者	中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者及び中小企業信用保険法（昭和 2 5 年法律第 2 6 4 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定に該当する者
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
医療法人	医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 3 9 条の規定による法人
社会福祉法人	社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 2 条に規定する社会福祉法人
協同組合等	法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号）第 2 条第 7 号に規定する協同組合等
その他市長が認める者	上記以外で事業を営む者であって、市長が適当であると認めるもの

別表 2（第 5 条関係）

区分	摘要	備考
専門家経費	補助事業の実施に必要な専門家への相談、助言又は指導に要する謝金、相談料等	補助事業者の役員又は従業員に対するものを除く。
委託費	補助事業の実施に必要な調査、分析、資料作成、計画策定、試作、加工、試験、検査その他の業務を外部の事業者等に委託するために要する経費	補助事業の実施に直接必要なものに限る。
ソフトウェア等導入費	補助事業の実施に必要なソフトウェア、情報システム又はクラウドサービス等の導入及び利用に要する経費	初期設定、導入支援及び操作指導に要する経費を含み、単なる更新又は保守に要する経費を除く。契約期間が補助対象期間を超える場合は、補助対象期間に対応する額を按分して算定する。
検証用物品費	代替品の導入可能性を検証するために必要なサンプル、原材料、資材、部品、商品その他の物品の購入に要する経費	試作、試験又は検査に必要な最小限の数量に限る。通常の生産、販売、提供又は在庫に用いるものを除く。
その他市長が認める経費	上記の経費のほか、補助事業の実施に必要であると市長が特に認める経費	